

美里町敬老金支給条例の一部を改正する条例（案）

美里町敬老金支給条例（平成18年美里町条例第131号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり支給する」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該に定める額とする」に改め、同条第4号中「20万円」を「10万円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。